

○大館市五色湖緑地公園に関する条例

平成17年5月11日条例第113号

改正

平成17年9月28日条例第177号

平成26年3月31日条例第22号

令和元年6月28日条例第21号

大館市五色湖緑地公園に関する条例

（設置）

第1条 農林業経営者の所得増大を図り、併せて市民及び一般観光客が自然の中で豊かな心と健康な身体をつくるレクリエーションの場として、大館市五色湖緑地公園（以下「緑地公園」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 緑地公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大館市五色湖緑地公園	大館市岩瀬字大川目元渡148番地ほか

（管理及び運営）

第3条 緑地公園は、市長が管理運営する。

（行為の禁止）

第4条 緑地公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が公益上必要と認めるものについては、この限りでない。

- （1）緑地公園を損傷し、又は汚損すること。
- （2）竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- （3）土地の形質を変更すること。
- （4）鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- （5）公告物を表示すること。
- （6）立入禁止区域に立ち入ること。
- （7）指定場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は駐車すること。
- （8）緑地公園をその用途以外に使用すること。

（有料施設）

第5条 有料施設は、別表のとおりとする。

2 有料施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、前項の許可に緑地公園及び有料施設の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

（行為の制限）

第6条 緑地公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- （1）行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- （2）業として写真又は映画を撮影すること。
- （3）興行を行うこと。
- （4）競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのために緑地公園の全部又は一部を独占して使用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、期間、場所（図面）、行為の内容その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該変更事項を記載した申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項又は前項の許可に緑地公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

（使用の禁止又は制限）

第7条 市長は、緑地公園の損壊その他の理由によりその使用が危険であると認められる場合又は工事のためやむを得ないと認められる場合においては、保全又は緑地公園の利用者（有料施設を使用する者を含む。以下「利用者」という。）の危険を防止するため、区域を定めて、使用を禁止し、又は制限することができる。

（使用料の徴収）

第8条 市長は、緑地公園内の有料施設を使用する者から、別表に定めるところにより使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、第5条第2項の許可の際に徴収する。

（使用料の減免）

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

（使用料の還付）

第10条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、市長は、使用の許可を受けた者の責に帰することのできない事由により使用することができなくなったときその他特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（使用の取消し等）

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第3項の規定による使用の条件を変更し、使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- （1）この条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。
- （2）秩序を乱し、公益の害となるおそれがあると認めるとき。
- （3）施設等を棄損し、又は滅失させるおそれがあるとき。

2 前項の規定による使用の条件の変更若しくは停止又は許可の取消しによって生ずる使用者の損害は、賠償しない。

（使用者の義務）

第12条 使用者が故意又は過失により施設等をき損し、又は滅失させたときは、市長の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。

2 使用者は、その使用を終わったとき又は使用の停止若しくは取消しをされたときは、直ちに原状に復さなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年6月20日から施行する。

(編入に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前に、田代町五色湖緑地公園設置条例(平成7年田代町条例第19号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年9月28日条例第177号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に大館市五色湖緑地公園内の有料施設等の使用について許可を受けている者が、施行日前に、この条例による改正前の大館市五色湖緑地公園に関する条例の規定による使用料を納付しているときの使用料の額は、この条例による改正後の大館市五色湖緑地公園に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和元年6月28日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に大館市五色湖緑地公園の使用について許可を受けている者が、この条例の施行の日前に、この条例による改正前の大館市五色湖緑地公園に関する条例の規定による使用料を納付しているときの使用料の額は、この条例による改正後の大館市五色湖緑地公園に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表(第5条、第8条関係)

有料施設の名称	単位	使用料
キャンプサイト	1テントサイト1泊	530円

備考

- 1 使用料は、午前10時から翌日午前10時までの使用に係る使用料とする。
 - 2 延長して使用する場合には、延長1時間当たり110円を追加して徴収する。
 - 3 延長使用時間は、翌日午後3時までを限度とする。
-